

外国人と日本人とが、ともに豊かに生きる地域社会を!

ハロー フレンズ

ファイセック

FICEC

発行

ふじみの国際交流センター
Fujimino International Cultural Exchange Center

2010年 8月号 (隔月刊) 第110号

センター移転のお知らせ

ふじみの国際交流センターは、ふじみ野市上福岡に拠点をかまえてきましたが、このたび、下記の場所に移転することになりました。ふじみ野駅から徒歩20分と、駅から遠くなってしまい、皆さまにはご不便をおかけしますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

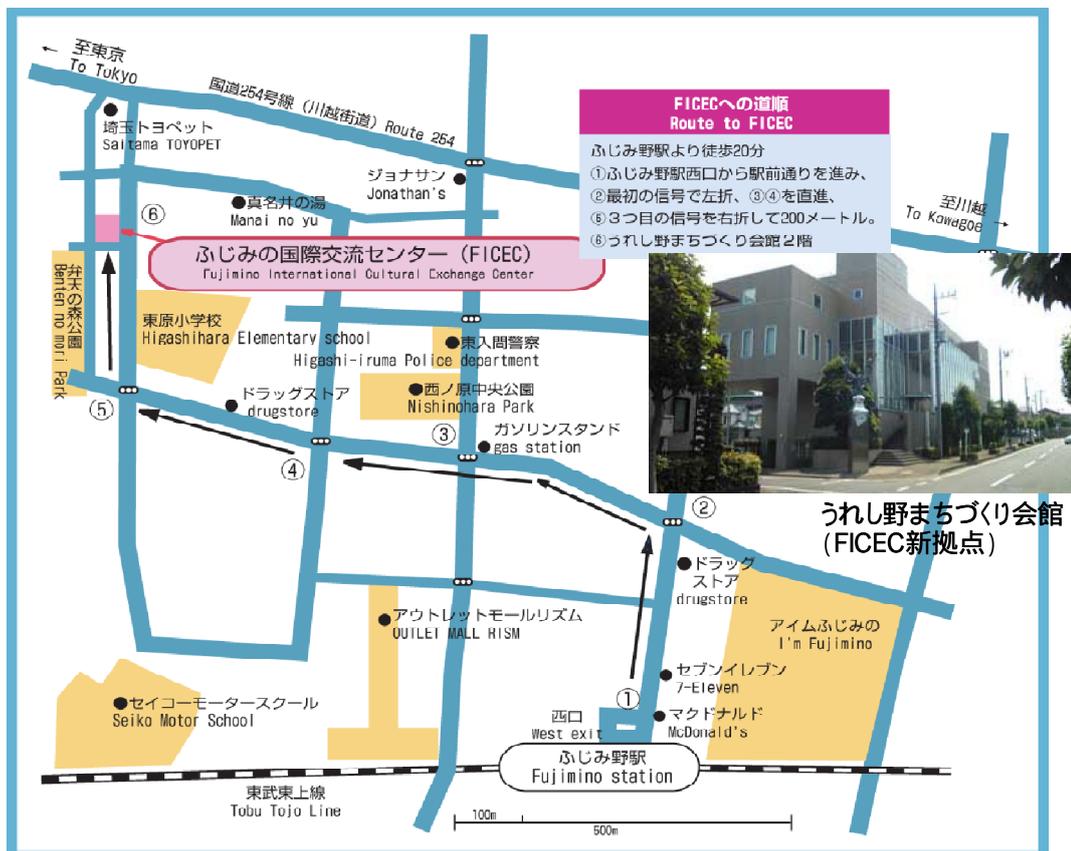
移転期日：2010年8月26日(木)

新住所

電話番号等(変わりません)

〒356-0053 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10
うれし野まちづくり会館2階

TEL : 049-256-4290 FAX : 049-256-4291
生活相談専用 TEL : 049-269-6450



ふじみの国際交流センター2009年度の活動報告

年間利用者数 5,000 人以上

生活相談、各種教室・講座、多言語情報提供など

ふじみの国際交流センター（以下「センター」）では、2010年6月20日に年1回の総会を行ったが、そこで2009年度中の活動報告が行われた。その内容について、本誌でも紹介したい。

表1は、2009年度のセンターの利用者数。センターには、毎日、外国籍の人たちや日本人が来訪し、ボランティアスタッフも出入りしているが、その延べ利用者数を示すのがこの表。センターは現在20坪ほどの拠点で活動しているが、そこを総計で延べ5,000人以上が利用していることになる。7～8月に「外国人」の来訪者がことに多いのは、「国際子どもクラブ」に来て日本語を学んだり、勉強したりする子どもたちが多いことによるものだ。日によって、当番スタッフなど数名だけのときももちろんあるが、語学教室や国際子どもクラブが行われる日などは20～30人がセンターに来ている。

また、表2は総会に提出された「2009年度事業報告」の総括表。センターの活動は、この表にみるように「外国人の人権擁護と自立支援」「国際理解と国際交流」「多言語情報の提供」「日本語学習支援」など、きわめて多岐にわたっている。そのうち「生活相談」では、日本に来て何らかの困りごとに直面した外国籍の人たちが相談に訪れ、その解決に向けた協力活動などが行われている。ことに「シェルター」は、DVなどで家庭にいら

表1 ふじみの国際交流センターの利用者数

| 月 | 日数 | 来 訪 | | スタッフ | 計 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|
| | | 外国人 | 日本人 | | |
| 4月 | 26 | 170 | 99 | 159 | 428 |
| 5月 | 26 | 171 | 86 | 155 | 412 |
| 6月 | 26 | 191 | 99 | 170 | 460 |
| 7月 | 28 | 236 | 113 | 189 | 538 |
| 8月 | 24 | 248 | 111 | 175 | 534 |
| 9月 | 24 | 117 | 80 | 159 | 356 |
| 10月 | 25 | 122 | 106 | 177 | 405 |
| 11月 | 23 | 111 | 83 | 164 | 358 |
| 12月 | 24 | 103 | 100 | 136 | 344 |
| 1月 | 24 | 142 | 110 | 190 | 442 |
| 2月 | 24 | 114 | 100 | 176 | 390 |
| 3月 | 26 | 94 | 89 | 204 | 387 |
| 計 | 300日 | 1,824人 | 1,176人 | 2,054人 | 5,054人 |

表2 ふじみの国際交流センター2009年度活動総括表

| 事業名 | | 事業内容 | 従事者 | 受益者 |
|---------------|-------------|---------------|-------|--------|
| 外国人の人権擁護と自立支援 | | 生活相談 | 10名 | 718名 |
| | | シェルター | 10名 | 延236名 |
| | | DV講習会 | 10名 | 40名 |
| | | パソコン教室 | 延47名 | 延132名 |
| 国際理解の推進と国際交流 | 国際理解 | 国際理解講座 | 延54名 | 3,000名 |
| | 社会教育 | 大学との協働 | 5名 | 670名 |
| | 語学教室 | 中国語教室 | 延137名 | 延378名 |
| | | 韓国語教室 | 延90名 | 延461名 |
| 英語教室 | | 延57名 | 延274名 | |
| | 子どもと共に育つ親の会 | 3名 | 274名 | |
| 多言語情報の収集と提供 | | 生活情報誌の発行 | 11名 | 6000部 |
| | | ハローフレンズ | 3名 | 6000部 |
| | | ホームページ | 1名 | アクセス数 |
| | | 生活ガイドHP維持管理 | 6名 | 年27万件 |
| | | 翻訳・通訳 | 延130名 | 外国籍市民 |
| 日本語学習支援 | | 日本語教室 | 延217名 | 延332名 |
| | | 親子日本語教室 | 延259名 | 延262名 |
| | | 国際子どもクラブ | 延576名 | 延588名 |
| | | 日本語指導者育成講座 | 延39名 | 延274名 |
| 子どもの健全育成 | | ふじみの国際わいわいクラブ | 延105名 | 延420名 |

表3 生活相談の内容うちわけ

| 項目 | 内容 | 件数 |
|-----|------------------------------|-----|
| 医療 | 医療費、病院へ同行(入院手続き等)、うつ、アルコール依存 | 35 |
| 家族 | 離婚、夫婦トラブル、交際相手、DV、子ども | 108 |
| 教育 | 学校との連絡、日本語支援、学習支援、入園・入学手続き | 260 |
| 言語 | 日本語指導、翻訳、通訳、代筆 | 49 |
| 司法 | 税金、犯罪、裁判・法務局対応支援、子どもの国籍 | 35 |
| 住居 | 住まい探し、引越しの手伝い | 18 |
| 生活 | 生活費、生活保護、近隣関係、国民年金・保険手続き | 102 |
| 入管 | ビザ、外国人登録証申請・更新、帰国、保証人 | 46 |
| 労働 | 求職、会社とのトラブル、技能修得、労働災害 | 54 |
| その他 | ボランティア希望、友達がほしい | 11 |
| 計 | | 718 |

グラフ1 生活相談件数の推移



れなくなった母子などが、生活を維持していくための部屋の提供などを行っている。

その生活相談の件数推移を見たのがグラフ1だが、近年、件数が右肩上がり増加している。日本全体ばかりでなく、埼玉県でも、またセンター周辺の市町でも外国人登録者数は、年々増加傾向。センターの生活相談件数も、そうした趨勢を反映して、増加しているものと考えられる。

また表3は、そうした生活相談の内容を区分けしたもののだが、「教育」「家族」「生活」などの項目が多くなっており、いわば日常生活に直結した事柄について、外国籍市民の困りごとが多いことを表している。

センターではこの他にも、外国籍市民のための「パソコン教室」や、「日本語教室」「国際子どもクラブ」など、教育・指導面での活動、小中学校や地域の公民館での「国際理解講座」への講師派遣、大学との協働では学生のインターンシップの受け入れ、中国語をはじめとする語学教室なども開催している。また、外国籍市民への多言語生活情報の提供では、生活情報誌「インフォメーションふじみの」(月刊・7カ国語) ホームページ上での「外国籍市民のための生活ガイド」(6カ国語)を行っている。生活情報誌は毎月500部を印刷し、地域の公共機関などで無料配布している。また生活ガイドのほうはセンターのホームページ

上にあり、センターのページと合わせて年間27万件以上のアクセスがあって、活発に利用されている。



生活相談担当者の勉強会



パソコン教室



日本語教室でひな祭りの説明

「外国籍の子どもたちへの日本語教育」をテーマに 日本語指導ボランティア、学識経験者らが討論

中国出身の高校生と家族も出席して体験を披露

2010年6月20日、埼玉県ふじみ野市の上福岡西公民館で、ふじみの国際交流センター（以下、「センター」）主催のシンポジウムが開かれた。テーマは、「外国籍の子どもたちへの日本語教育」というもの。「増加する外国籍の子どもたち、その日本語指導の必要性と方法を考える」というサブタイトルがつけられていた。

シンポジウムの形式は、「パネルディスカッション」で、最初にパネラー（発言者）がテーマについて一定の問題提起を行い、その後で会場を交えて討論を行う形式。パネラーには、埼玉県新座市で、「こども日本語クラブにいざ」を開催している中村マヨさん、小学校教師の山畑博子さん、日本社会事業大学の特別准教授で子どもたちへの日本語教育にたずさわっている山口幸夫さん、中国から来日し、現在、高校3年生の村上悠依さん、そしてセンターの「国際子どもクラブ」（以下、「子どもクラブ」）にボランティアとして参加している筆者という5人のメンバーだった。

パネラーからの発言に先立って、センターの石井ナナ工理事長からの主旨説明や、埼玉県富士見市の星野信吾市長からの挨拶、さらには司会者から外国人登録者数の現況などについての説明があった。



司会者の説明によると、最近10年間の外国人登録者数は全国、埼玉県、そしてセンターの所在地周辺である二市一町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）でも増加の一途。それにともなって、センターに寄せられる生活相談の数も増加しており、その中でも子どもの教育に関するものが非常に多い。こうした状況が、シンポジウム開催の背景となっている。

センターの子どもクラブでの活動内容

シンポジウム最初の発言は、センターでの子どもクラブの開催状況について。筆者が、子どもクラブでの日本語指導、学習支援、子どもの居場所、高校進学支援の4つの役割について説明。特に、今年3月には、子どもクラブに通っていた中学3年生4人全員が高校受験に合格。センター以外の日本語教室にも通うなどの努力をして、高校進学ができたことがうれしいニュースであったことなどを報告した。

必要な教育体制はどんなものか

次の発言は新座市の中村マヨさん。地域での長い日本語指導の経験から、外国籍の子どもたちへの日本語教育体制についての制度的な提案などを行った。中村さんが指摘したのは、日本語学習初期適応指導と、年少者対象日本語指導者の育成の2点。については、小学4年生以上を対象とし、週5日、1日2～4時間を3ヶ月間行うことを提案。年少者向け教材や、4技能（読む、書く、聞く、話す）の同時学習、中学2年生や3年生で来日した場合の下学年への編入の重要性などについて説明した。さらにについては、成人への指導との違いや、各国の教育事情、歴史的背景等



など個々の子どもたちのバックグラウンドへの配慮、日本の最新の進学情報のほか、カウンセリングの知識も必要であると指摘していた。

外国籍の子どもたちや家族の体験

3人目のパネラーは、高校生の村上悠依さん。5年前に来日してからの経過などを説明。現在、大東文化大学付属高校に通いながら、日本語教室でボランティアとしても活躍していることや、大学に進学して国際関係を学びたいこと、さらには自分の経験や同じ環境の子どもが多くいることを日本だけでなく、世界にも伝えたいと、夢を語っていた。

また、それに関連して村上さんの父親からは、公立高校に入学のための説明を聞きに行った際、「日本人の高校なので、それだけの学力がなくては来てもらっても困る」といった趣旨のことを言われたと発言。外国で育った子どもを日本人化しないと入学できないのかと思うと、同じ日本人として悲しかったという体験を話し、「相手を認めることからスタートしないと国際化はできない」と指摘していた。

いま小学校で起きていること

また、小学校教師である山畑博子さんは、学校現場での事例を紹介。そのひとつは、粗暴な行動を続けていた外国籍の子どもを、「障害を持っているのではないか」と周囲が判断。そこで、家庭と相談をして、学校でも家庭でも、日本語を浴びせるように聞かせるという環境づくりを行ったところ、9ヵ月後に突然、自分の



意思を伝える言葉を発し、それ以来、行動が劇的に変化したと紹介。学校や家庭では、こうした言葉を獲得していない9歳、10歳の子どもたちの苦しみに目を向け、対応していく必要があるという点を強調していた。

長期的な展望に立った施策が必要

パネラーとして最後に発言した山口幸夫さんは、日本の一人親家庭の貧困率58%は、OECDや先進国30カ国で最悪な状態であること、公的に財政を教育に投入している率は、OECD28カ国中、日本が最下位であることなど、世界と比較した日本の現状について報告。さらには、外国籍の子どもたちが学習したり遊んだりする居場所を作ったり、専門家がさまざまな相談を受けるなど、長いスパンで施策を行っていくことが大切であると話していた。

まるごと受け入れる必要性もある

シンポジウムは、パネラーの発言の後、質疑応答に入り、会場からさまざまな意見が出されて討論。その中で、外国籍の大学教師からは、「今日のテーマである『日本語教育』は、外国籍の子どもたちを『日本人化する』という方向につながりかねない。もう一步踏み込んで、社会の中で外国籍の人たちを、言葉や文化などまるごとの存在として受け入れる態勢を作るのが重要なのではないか。セミリンガルではなく、バイリンガルとして受け入れることは、将来を担う人的資源という面でも大切」といった意見も出されていた。

(文：上原美樹)

昨年改正された入管法 外国人登録制度の変化した内容

藤林 美穂

日本で暮らす外国人にとってとても重要な法律である入管法。昨年国会で入管法が改正され、その一部はすでに施行されています。今回は少しボリュームアップして新しい入管法について説明します。

「外国人登録カード」が 「在留カード」に

今回の改正では、これまで二本立てで外国人を管理してきた入管法と外国人登録法が一本化され、外国人は従来外国人登録カードではなく在留カードというもので管理されるようになります。

実際に在日外国人が入管法改正後に一番影響を受けるのはここかもしれません。これまでは外国人登録は市町村が窓口となっていました(データは入管が管理) これから直接入管に届出をしなければならないのです。市町村役場と違って、県内に1~数か所しかない入管の出張所等に届出をするのは外国人にとってたいへんな負担です。同時にこれは受付をするお役所の側でもたいへんなことで、まだ今のところ具体的にどのように事務処理をするかは確定しておらず、郵送でも受け付ける、などの弾力的な扱いが検討されているようです(実際にどのように施行されるのかは、来年秋頃に確定予定)。

在留カードは、施行後は日本に入国した外国人に空港で発行され、またすでに日本で暮らしている人たちは法施行後3年以内に現在持っている外国人登録カードを在留カードに切り替える手続きをしなければなりません。

今回の改正では、入管法の対象となる外国人とならない外国人(在留カードを持つ人と

持たない人)とが分かります。旅行者や、大使館勤務の人たちのほか、特別永住者(韓国・朝鮮・台湾などの出身で、1945年9月4日以前から日本に居住していた人とその子孫。特別永住者には別のカードが支給される予定)それから在留資格を持っていない人、つまりオーバーステイの人でも対象となりません。

離職後、離婚後

14日以内に届出!

直接在日外国人に大きな影響を与えるだろう、と思われるのは、在留状況(婚姻、職業など)に変更があった場合、変更後2週間以内に入管に届出をしなければならないという点です。たとえば「日本人の配偶者等」の在留資格で日本に在留している人は、もし離婚したら2週間以内に届出をしなければなりません(この届出義務についてはまだ施行されていません。おそらく2011年秋頃に政令が出され、2012年7月頃から施行されることとなります)。これまで、離婚しても在留期限が来るまではそのまま日本にいたケースがとても多いですが、これからはここが厳しく審査されることとなります。

これとも関連してきますが、「『日本人の配偶者等』の在留資格を持つ人が)配偶者としての活動を継続して6月以上行わないまま在留していること」「届け出た居住地から移転後90日以内に転居の届出をしないこと」「虚偽の居住地届出」「不正な手段で在留特別許可を受けたこと」などが在留資格の取消し対象として新たに明記されました。ここで問題になるのは「配偶者としての活動を行わないで」ということです。わかりにくい表現ですが、つ

まり「(離婚には至っていなくても)日本人配偶者と別居している」という意味です。離婚係争中・DVなどのやむを得ない理由なくして別居し、それを届けずにいた場合は、日本にいられなくなってしまう可能性があるのです。

再入国が楽になる

一方、外国人のために利便がはかられた、とされている2点は、「みなし再入国許可制度」と在留期間の5年への延長です。「みなし再入国」とは何かというと、これまでは在日外国人は日本の外に一旦出る場合には必ず「再入国許可」をとらなければならなかったのですが、今後は1年以内に戻ってくるのであれば、再入国許可をとらずに出国してもよい、ということです。ただし、1年を超える場合には前もって再入国許可をとる必要があります。また、在留期間の延長は、これまで3年が最長だった在留期間を5年にすることで、更新などの手間を減らす、というものです。

大きく変わる「研修生・技能実習生」制度

そのほかに、大きな変更としては、就学と留学の在留資格の一本化、研修生制度の見直しなどがあります。これまで日本で学ぶ留学生のための在留資格は、日本語学校に通うための「就学」と大学で勉強するための「留学」に分かれていました。アルバイトをできる時間数なども微妙に違っていたのですが、これが一本化されることとなります。

今回の改正で実はかなり大きなウェイトを占めているのではないかと思われる変更は、研修生・技能実習生についてのものです。研修生・技能実習生は、「日本の技術を学ぶ」という名目で日本に来るのですが、その実態は、

信じられないほど安い給料(たてまえとしては給料ではなく、研修のための手当)で単純労働をさせ、3年の研修期間が終わればすぐに帰国させる安上がりの労働力なのです。これまで、特に来日1年目の「研修」の期間は、「技能実習」とは違って労働法が適用されませんでしたので、ひどい労働条件で働かされても研修生が泣き寝入りするしかないような状況でした。過酷な労働に耐えかねて逃亡する研修生も相次いでいるため、見直しが急がれていたのです。今回、日本に来て最初の講義を受けた後はすぐに労働法を適用されることになりました。この他にも、受け入れ団体をより厳格にチェックするルールが決められています。

最後にもうひとつ、改正法には収容所等視察委員会の設置が盛り込まれました。最近収容所内で収容者が扱いの改善を求めてハンストを行ったり、ひどい場合には自殺を図ったりするという事件が相次いで起きています。こうした収容所の処遇について、透明化を図るために内情を視察する仕組みを作ることです。

おおまかに見てきましたが、まだ施行されていない部分もあり、実際に新入管法が施行されたら何がどう変わるのか、は未知数です。随時このコーナーでも情報をフォローアップしていきたいと思います。

筆者紹介

行政書士(ライフ行政書士事務所)。
NGOで働いたり、フィリピン人支援団体にボランティアしたりした後、行政書士開業。毎日いろいろな国から来たいろいろな人の話を聞いて、「在日外国人」の多様性に、びっくりすることの連続です。

センターの活動をご支援ください
会員・賛助会員・寄付のご案内

活動を担う会員.....正会員

正会員は、スタッフなどとして活動を担っていただく会員です。この会員は、総会などでの議決権をもちます。

年会費：個人1口3,000円、団体1口10,000円

センターを財政的に支える会員.....賛助会員

賛助会員は、センターを財政的に支えていただく会員です。総会等での議決権はありませんが、センターのイベントなどのご案内や、機関誌をお送りいたします。

年会費：個人1口3,000円、団体1口10,000円

会員、賛助会員にはこの機関紙をお送りします

郵便振替口座：00110-0-369511
 口座名：ふじみの国際交流センター

ご寄付をいただいた方々

ご支援ありがとうございます

2008年4月～（50音順・敬称略）

(株)オムテック 尾高昇 太田原裕 小原
 富明 葛西敦子 加藤久美子 金子忠弘
 金子康子 国際ソロプチミスト埼玉 後
 藤泰博 駒形一夫 齊藤彩子 穴戸フミ
 工 菅山修二 鈴木譲二 立麻医院 曹
 圻 寺村仁 中嶋恵津子 西山正浩 萩
 原千代子 東入間地区遊技業防犯協力
 会 (株)マイカル大井サティ 馮雪蘭 百
 瀬滉 柳原国江 (有)矢野住研 山畑博
 子 吉田純一 ワン・シーウェン

ご寄付のお願い

住民の60人に1人が外国人という埼玉県の実況の中、ふじみの国際交流センターでは、結婚・出産・育児・ビザ・医療・労働など、課題別の「多言語生活ガイドブック」をつくりたいと考えています。できたら県内全域に配布して、外国人犯罪や被害が起きないように、14年に渉る生活相談の実例を踏まえた情報を提供したいのですが製作資金がありません。なんとか寄付をお願いできないでしょうか。

埼玉県のNPO基金に「指定先ふじみの国際交流センター」と明記して寄付をしていただきますと、市民税・所得税の控除が受けられます。国家予算も全額1割カットという経済状況の厳しい最中に厚かましいお願いですが、正しい情報さえ得られれば、起きないですむ事件や悲劇がたくさんあると思います。よろしくお祈りします。

ふじみの国際交流センター（FICEC）一同

サービス料金表

ふじみの国際交流センターでは、センターの設備や、会員・スタッフの技能により、様々なサービスを行っております。ぜひ、ご利用ください。

| 種別 | 料金 | 対象 |
|------|--------------------------------|------------|
| 印刷機 | マスター（製版代） 1枚100円 印刷代1枚1円 | 市民団体 個人 |
| コピー機 | 1枚10円 | |
| 製本機 | A4判1冊50円 | |
| 折り機 | 無料 | |

| 種別 | 内容 | 料金 |
|-----------------|--|--|
| 講師派遣 | 国際理解教育 | 3,000円 + 交通費 |
| | 外国料理教室 | 5,000円（材料費別途） |
| | 語学教室 | 内容・予算に応じて相談 |
| 企画・運営 | 国際交流・国際理解に関するイベントや研修の企画・運営等 | |
| 編集・出版 ホームページ | 多言語による情報誌・ガイドブック、 ホームページの制作 | 1枚5,000円 |
| | 日本語によるチラシデザイン（A4判） | |
| 翻訳 | 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ベトナム語 | 婚姻関係、ビザ申請、履歴書 A4判1頁、40字・30行 1枚1,000円 |
| | その他の文書 | A4判1頁、40字・20行 1枚3,000円より |
| 通訳 | 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ベトナム語、シンハラ語 | 半日5,000円 + 交通費 |

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 埼玉県ふじみ野市上福岡5-4-25
 Tel：049-256-4290 Fax：049-256-4291
 生活相談専用電話：049-269-6450

ボランティア活動に、ご参加ください

ふじみの国際交流センターでは、日本語指導をはじめ、外国籍市民との交流・手助けをするボランティアを募っています。ぜひ、電話またはホームページから、お気軽にご連絡ください。